

町民の皆様へ

新型コロナウイルスの感染防止について、4月16日、政府対策本部はこれまで7都府県に対して発令していた「緊急事態宣言」を全ての都道府県に拡大し、これに伴って、4月17日、長野県対策本部長の阿部知事から県民に対して、外出と移動に関する自粛要請がありました。

町民の皆様にも、ご自身や大切な方の命を守るため、これまでの取り組みに加えて、緊急事態措置期間の5月6日まで、特に次の2点にご留意のうえ行動いただきますようお願いいたします。

- 1、人との接触を8割減らすことを目標に、生活の維持に必要な場合を除き、徹底した外出の自粛をしてください。
- 2、県域をまたいだ移動は、大型連休期間中を含め、基本的には行わないでください。また、県外にお住いの方も、不要不急の帰省や旅行など、県外から来ることは絶対にしないでください。

町民の皆様には重ねてのお願いになりますが、引き続き冷静な対応をお願いいたします。

また、町ではこうした感染防止の取り組みに加え、小中学校においては子どもたちの健康を守るため、4月24日までとっていた学校の臨時休業期間を5月6日まで延長いたします。休業期間が長くなりますが、休業中も課題の学習や体力づくりを行えるよう、学校からプリントを配布するなどきめ細かな対応に努めており、今後もインターネットを利用した学習の提供など、様々な支援を考えてまいります。

町内事業者への対応としては、町独自の経済対策として、500万円を限度額とする無利子の融資制度を新たに創設し、国の緊急経済対策を待たずに、ご相談に応じることとしています。

新型コロナウイルス感染症については、長期にわたる対応が予想され、町では今後も、町民の皆様への迅速な情報提供に努めてまいります。国内での感染のまん延を防ぐためご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年4月18日

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（坂城町長） 山 村 弘